

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 概要資料

1 改正の理由

売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）の一部改正に伴い婦人保護施設に関する規定が削除され、令和 6 年 4 月 1 日から施行される困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）に当該施設の後継となる女性自立支援施設に関する規定が設けられるとともに、都道府県が当該施設の基準を条例で定めるに当たり従うべき女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和 5 年厚生労働省令第 36 号）が定められたことから、県の基準条例の一部を改正する。

2 改正の概要

	現行	改正後
施設名称	婦人保護施設	女性自立支援施設
一の居室当たりの入所定員	原則 4 人以下	原則 1 人 ※入所者が監護すべき児童を同伴する場合 その他の入所者の自立支援を行うために 必要と認められる場合は、2 人以上
入所者 1 人当たりの床面積	4.95 平方メートル以上	9.9 平方メートル以上 ※施行の際現に設置されている改正前の婦人保護施設は、当分の間、現行基準による
計画策定	—	入所者の安全の確保を図るための安全計画 および感染症や非常災害の発生時に入所者 に対する支援の提供を継続的に実施するた めの業務継続計画の策定を義務化

3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）および女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）の施行に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第63号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 婦人保護施設の名称が女性自立支援施設に変更されたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（題名、本則および別表関係）
- (2) 居室の定員は、原則として1人とし、入所者が監護すべき児童を同伴する場合その他の入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、2人以上とすることができることとします。（別表関係）
- (3) 居室の入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすることとします。（別表関係）
- (4) 女性自立支援施設の職員およびその員数を定め、女性自立支援施設の長の任用要件を見直すこととします。（別表関係）
- (5) 女性自立支援施設の長が入所者の自立支援等として行うべき事項を定めることとします。（別表関係）
- (6) 女性自立支援施設における業務継続計画および安全計画の策定等について、基準を設けることとします。（別表関係）
- (7) その他
 - ア この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
 - ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 14 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例（平成 24 年滋賀県条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例

第 1 条中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号。以下「困難女性支援法」という。）第 12 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 1 項および第 2 項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

別表第 1 項中「社会福祉事業（社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）」を「女性の人権」に、「熱意および能力」を「高い識見と専門性」に、「指導」を「支援」に改め、「おいて」の右に「入所者の置かれた状況に応じた」を加え、「処遇」を「支援」に改め、同表第 2 項第 1 号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同項第 3 号ア(ア)中「4 人以下」を「1 人」に改め、同号ア(ア)に次のただし書を加える。

ただし、入所者が監護すべき児童を同伴する場合その他の入所者の自立支援（困難女性支援法第 12 条第 1 項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行うために必要と認められる場合は、2 人以上とすることができる。

別表第 2 項第 3 号ア(イ)中「4.95 平方メートル」を「9.9 平方メートル」に改め、同号ア(エ)中「ができる。」を「できる。」に改め、同表第 3 項第 1 号中「婦人保護施設の」を「女性自立支援施設の」に、「を指導する」を「の自立支援を行う」に、「調理員および」を「栄養士等（栄養士または調理員をいう。以下同じ。）、看護師等（看護師または心理療法担当職員をいう。以下同じ。）、事務員および」に改め、同号ただし書中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「調理員」を「栄養士等」に改め、同項第 3 号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「能力および熱意」を「に当たって女性の人権に関する高い識見と専門性」に改め、同号ア

中「社会福祉事業」の右に「（社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業をいう。）」を加え、「更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護事業」を「困難な問題を抱える女性（困難女性支援法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。）への支援に関する活動」に改め、同号を同項第7号とし、同項第2号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「処遇」を「支援」に改め、同号を同項第6号とし、同項第1号の次に次の4号を加える。

(2) 施設長の数は、1人とする事。

(3) 入所者の自立支援を行う職員の数は、2人以上とする事。

(4) 栄養士等、看護師等および事務員の数は、それぞれ1人以上とする事。

(5) その他の職員の数は、当該女性自立支援施設の実情に応じた適当な数とする事。

別表第4項中「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第14条の2」を「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第18条」に改め、同表第5項中「自立の支援等」を「自立支援等」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 施設長は、入所者の意向および私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復および生活（就労および就学を含む。）に関する支援等を行う事。

別表第5項第2号中「自立を促進するため」を「自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ」に、「自立の促進」を「個別の自立支援」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 施設長は、入所者の個々の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望および自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、当該女性自立支援施設における基本的な共同生活の考え方を示す事。

別表第6項各号列記以外の部分中「給食」を「食事の提供」に改め、同項第1号中「給食」を「食事」に改め、同項第3号および同表第7項を削り、同表第8項を同表第7項とし、同表第9項第2号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努める」を「職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行う」に改め、同項第3号中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同項を同表第8項とし、同表第10項第1号中「作成し、これに対して不断の注意および訓練をするよう努める」を「策定する」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う事。

別表第10項第3号を削り、同項を同表第9項とし、同表第14項を削り、同表第13項第1号中「処遇」を「支援」に改め、同項第2号中「処遇」を「支援」に、「婦人相談所」を「知事」に改め、同項を同表第14項とし、同表第12項を同表第13項とし、同表第11項中「処遇」を「支援」に改め、同項を同表第12項とし、同項の前に次の2項を加える。

10 業務継続計画の策定等

- (1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。
- (2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。
- (3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

11 安全計画の策定等

- (1) 設置者は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の点検、職員等に対する女性自立支援施設の外での活動、取組等を含む女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。
- (2) 施設長は、安全計画を職員に周知すること。
- (3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。
- (4) 設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと。

別表第 15 項を同表第 16 項とし、同表第 14 項の次に次の 1 項を加える。

- 15 施設長は、女性相談支援センター（困難女性支援法第 9 条第 1 項に規定する女性相談支援センターをいう。）、女性相談支援員（困難女性支援法第 11 条第 1 項に規定する女性相談支援員をいう。）、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 2 条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 13 条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 3 条第 1 項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体をいう。）その他の関係機関および母子・父子自立支援員（同法第 8 条第 1 項に規定する母子・父子自立支援員をいう。）、民生委員（民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員をいう。）、児童委員（児童福祉法に定める児童委員をいう。）、保護司（保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）に定める保護司をいう。）その他の関係者と連携すること。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置されている改正前の第1条に規定する婦人保護施設（この条例の施行の日以後に増築され、または改築されたものを除く。）については、改正後の別表第2項第3号ア(イ)の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p><u>滋賀県社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、<u>婦人保護施設(売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。)</u>の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準(次条および第3条において「基準」という。)について定めるものとする。</p> <p>(設備および運営の向上)</p> <p>第2条 <u>婦人保護施設</u>の設置者(以下「設置者」という。)は、基準が最低のものであることを踏まえ、基準を超えて、常に、当該<u>婦人保護施設</u>の設備および運営を向上させるよう努めなければならない。</p> <p>2 設置者は、基準を超えて、設備を有し、または運営をしている<u>婦人保護施設</u>において、基準を理由として、その設備または運営を低下させないよう努めなければならない。</p> <p>第3条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表(第3条関係)</p>	<p><u>滋賀県社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、<u>女性自立支援施設(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。)</u>第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。)の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準(次条および第3条において「基準」という。)について定めるものとする。</p> <p>(設備および運営の向上)</p> <p>第2条 <u>女性自立支援施設</u>の設置者(以下「設置者」という。)は、基準が最低のものであることを踏まえ、基準を超えて、常に、当該<u>女性自立支援施設</u>の設備および運営を向上させるよう努めなければならない。</p> <p>2 設置者は、基準を超えて、設備を有し、または運営をしている<u>女性自立支援施設</u>において、基準を理由として、その設備または運営を低下させないよう努めなければならない。</p> <p>第3条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表(第3条関係)</p>

1 設置者は、健全な環境の下で、社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）に関する熱意および能力を有する職員の指導により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、入所者の処遇を適切に行うよう努めること。

2 構造および設備

(1) 婦人保護施設の配置、構造および設備は、採光、換気等の入所者の保健衛生および入所者に対する危害の防止について十分考慮されたものとする。

(2) 省略

(3) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 居室

(ア) 定員は、原則として4人以下とすること。

(イ) 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。

(ウ) 省略

(エ) 入所者の寝具および所持品を各人別に収納することができる設備を設けること。ただし、寝台を設ける場合にあつては、寝具を収納することができる設備を設けないことができる。

1 設置者は、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員の支援により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、入所者の支援を適切に行うよう努めること。

2 構造および設備

(1) 女性自立支援施設の配置、構造および設備は、採光、換気等の入所者の保健衛生および入所者に対する危害の防止について十分考慮されたものとする。

(2) 省略

(3) 設備の基準は、次に掲げるとおりとすること。

ア 居室

(ア) 定員は、原則として1人とすること。ただし、入所者が監護すべき児童を同伴する場合その他の入所者の自立支援（困難女性支援法第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行うために必要と認められる場合は、2人以上とすることができる。

(イ) 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。

(ウ) 省略

(エ) 入所者の寝具および所持品を各人別に収納することができる設備を設けること。ただし、寝台を設ける場合にあつては、寝具を収納することができる設備を設けないことができる。

イ～オ 省略

(4) 省略

3 職員

(1) 設置者は、婦人保護施設の長（以下「施設長」という。）、入所者を指導する職員、調理員およびその他の職員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する婦人保護施設にあつては、調理員を置かないことができる。

(新設)

(2) 職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者とする。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(3) 施設長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であつて、婦人保護施設を運営する能力および熱意を有するものとする。

ア 社会福祉主事の資格を有する者または社会福祉事業もしくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生

イ～オ 省略

(4) 省略

3 職員

(1) 設置者は、女性自立支援施設の長（以下「施設長」という。）、入所者の自立支援を行う職員、栄養士等（栄養士または調理員をいう。以下同じ。）、看護師等（看護師または心理療法担当職員をいう。以下同じ。）、事務員およびその他の職員を置くこと。ただし、調理業務の全部を委託する女性自立支援施設にあつては、栄養士等を置かないことができる。

(2) 施設長の数は、1人とする。

(3) 入所者の自立支援を行う職員の数は、2人以上とすること。

(4) 栄養士等、看護師等および事務員の数は、それぞれ1人以上とすること。

(5) その他の職員の数は、当該女性自立支援施設の実情に応じた適当な数とすること。

(6) 職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者とする。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(7) 施設長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であつて、女性自立支援施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有するものとする。

ア 社会福祉主事の資格を有する者または社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業をいう。）もしくは困難な問題を抱

保護事業に従事した期間が3年以上である者であること。

イ・ウ 省略

4 設置者は、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第14条の2に規定する給付金として支払を受けた金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「金銭」という。）を次に掲げるところにより管理すること。

(1)～(4) 省略

5 自立の支援等

(1) 就労および生活に関する指導および援助は、入所者の私生活を尊重するとともに、将来、自立した生活を営むことができるよう行うこと。

(新設)

(2) 施設長は、入所者の自立を促進するため、入所者ごとに自立の促進に関する計画を作成すること。

6 給食

(1) 給食は、栄養ならびに入所者の身体的状況およびし好を考慮したものとすること。

(2) 省略

える女性（困難女性支援法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。）への支援に関する活動に従事した期間が3年以上である者であること。

イ・ウ 省略

4 設置者は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第18条に規定する給付金として支払を受けた金銭およびこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「金銭」という。）を次に掲げるところにより管理すること。

(1)～(4) 省略

5 自立支援等

(1) 施設長は、入所者の意向および私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復および生活（就労および就学を含む。）に関する支援等を行うこと。

(2) 施設長は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望および自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、当該女性自立支援施設における基本的な共同生活の考え方を示すこと。

(3) 施設長は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別の自立支援に関する計画を作成すること。

6 食事の提供

(1) 食事は、栄養ならびに入所者の身体的状況およびし好を考慮したものとすること。

(2) 省略

(3) 栄養士を置かない婦人保護施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定方法および調理の方法について保健所等の指導を受けること。

7 設置者は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項について規程を定めること。

8 省略

9 衛生管理等

(1) 省略

(2) 設置者は、当該婦人保護施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

(3) 設置者は、当該婦人保護施設に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行うこと。

(4) 省略

10 非常災害対策

(1) 設置者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を作成し、これに対して不断の注意および訓練をするよう努めること。

(2) 前号の訓練のうち、避難および消火に関する訓練は、定期的に行うこと。

(3) 設置者は、非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他

(削除)

(削除)

7 省略

8 衛生管理等

(1) 省略

(2) 設置者は、当該女性自立支援施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止に関する研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止に関する訓練を定期的に行うこと。

(3) 設置者は、当該女性自立支援施設に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行うこと。

(4) 省略

9 非常災害対策

(1) 設置者は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定すること。

(2) 設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

(削除)

の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。

(新設)

(新設)

10 業務継続計画の策定等

(1) 設置者は、感染症または非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い他の社会福祉施設との連携その他必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、業務継続計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

11 安全計画の策定等

(1) 設置者は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の点検、職員等に対する女性自立支援施設の外での活動、取組等を含む女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。

(2) 施設長は、安全計画を職員に周知すること。

(3) 施設長は、定期的に研修および訓練を行うこと。

(4) 設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計

11 設置者は、職員、設備、会計および入所者の処遇の状況を明らかにする記録を整備すること。

12 省略

13 苦情への対応

(1) 設置者は、その行った処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。

(2) 設置者は、その行った処遇に関し、婦人相談所から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。

(3) 省略

14 施設長は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子・父子福祉団体、公共職業安定所等と連携すること。

(新設)

画の変更を行うこと。

12 設置者は、職員、設備、会計および入所者の支援の状況を明らかにする記録を整備すること。

13 省略

14 苦情への対応

(1) 設置者は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずること。

(2) 設置者は、その行った支援に関し、知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うこと。

(3) 省略

(削除)

15 施設長は、女性相談支援センター（困難女性支援法第9条第1項に規定する女性相談支援センターをいう。）、女性相談支援員（困難女性支援法第11条第1項に規定する女性相談支援員をいう。）、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実

15 省略

等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体をいう。）その他の関係機関および母子・父子自立支援員（同法第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員をいう。）、民生委員（民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員をいう。）、児童委員（児童福祉法に定める児童委員をいう。）、保護司（保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司をいう。）その他の関係者と連携すること。

16 省略